

TradeLens Bill of Lading Verifier

本「サービス記述書」は「クラウド・サービス」について規定するものです。該当する注文関連文書には、お客様の発注に関する価格の詳細情報および追加の詳細情報が記載されています。

1. クラウド・サービス

TradeLens は、IBM および Maersk GTD Inc. (A.P. Moller-Maersk A/S の子会社) を介して A.P. Moller-Maersk A/S が共同所有するデジタル化された国際貿易ソリューションです。Maersk GTD Inc. は、この「クラウド・サービス」のプロビジョニングおよび管理に関する IBM の従契約者兼復処理者です。

1.1 オファリング

お客様は、利用可能な以下のオファリングから選択することができます。

1.1.1 TradeLens Bill of Lading Verifier

この「クラウド・サービス」は、従量課金制またはサブスクリプション・オファリングとして利用可能なものです。照会に関する「アプリケーション・プログラミング・インターフェース」(API)により、お客様は、適切な許可を受けて、参加船社からの該当する船荷証券のデータにアクセスできます。情報にアクセスするための許可は、以下の第 5.1 項に従って付与されます。

「クラウド・サービス」の使用に関する文書は、http://docs.tradelens.com/how_to/bill_of_lading_verifier/ に掲載されています。

2. データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート

IBM のデータ処理補足契約書 (<http://ibm.com/dpa> に公開。「DPA」)のほか、以下のリンクの「データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート」(データ・シートまたは「DPA 別表」)にも、「クラウド・サービス」およびそのオプション(処理対象の「コンテンツ」の種類、対象となる処理活動、データ保護機能、および「コンテンツ」の保存および返却についての仕様に関連)に関する追加的なデータ保護情報が記載されています。DPA は、i) EU 一般データ保護規則 (EU/2016/679) (GDPR)、または ii) <http://ibm.com/dpa/dpl> に記載されているその他のデータ保護法が適用される場合に、その適用範囲に限り、「コンテンツ」に含まれる個人データに適用されます。

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=212D150099F511E88DA21ABFB868B416>

3. サービス・レベルおよびテクニカル・サポート

3.1 サービス・レベル・アグリーメント

IBM は、以下の可用性のサービス・レベル・アグリーメント(以下「SLA」といいます。)をお客様に提供します。IBM は、下表のとおり、「クラウド・サービス」の累積的な可用性に基づき、適用しうる最大の補償を適用します。「可用性」は、契約月における分単位の総時間数から、契約月における「サービス・ダウン」の分単位の総時間数を差し引き、それを契約月における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。「サービス・ダウン」の定義、請求のプロセス、サービスの可用性の問題に関して IBM に連絡する方法については、IBM の「クラウド・サービス」のサポート・ハンドブック (https://www.ibm.com/software/support/saas_support_overview.html) に掲載されています。

可用性	クレジット (月額サブスクリプション料金のパーセント*)
99.9% 未満	2%
99.0% 未満	5%
95.0% 未満	10%

*サブスクリプション料金は、請求対象月に関して約定した料金です。

3.2 テクニカル・サポート

「クラウド・サービス」のテクニカル・サポート(サポート窓口の連絡先情報、重大度レベル、サポート利用可能時間、応答時間、その他のサポート情報およびサポート・プロセスなど)を参照するには、IBM サポート・ガイド (<https://www.ibm.com/support/home/pages/support-guide/>) の「クラウド・サービス」を選択します。

4. 料金

4.1 課金単位

「クラウド・サービス」の課金単位は、「取引文書」に記載されます。

以下の課金単位が本「クラウド・サービス」に適用されます。

- 「アクセス」とは、「クラウド・サービス」の機能にアクセスするための権利です。
- 「API 呼び出し」は、プログラマブル・インターフェースによる「クラウド・サービス」の呼び出しです。

「クラウド・サービス」において、お客様は、API に送信された一意の船荷証券番号に対して請求されます。ただし、当該船荷証券を発行する船社はプラットフォームに対して船荷証券の情報を自動的に発行します。

5. 追加条件

2019年1月1日より前に締結されるクラウド・サービス契約書(または同等のクラウド基本契約)については、<https://www.ibm.com/acs> に掲載されている条件を適用します。

5.1 データ共有

お客様は、お客様の所有する物理的コピーから以下の対応する検証データを提供することにより船荷証券にアクセスできます。(i) 船荷証券番号および(ii) 荷主のフィールド情報。

お客様は、IBM の書面による明示的承諾を得ることなく、EDI 転送、API の統合、バルク・ファイル転送、またはその他の組織的手段による再配布(これらに限定されません。)を含めて、「クラウド・サービス」から受け取ったデータを第三者に再配布してはなりません。

5.2 検証、補償

お客様は、それ以外の方法で、対応するサプライ・チェーンの取引に対する資金調達の当事者として船荷証券を所有し、受け取ることが許可されている場合には、「クラウド・サービス」を使用して船荷証券を表示することのみ許可されます。

IBM は、船荷証券の物理的なコピーを IBM に提供することにより、お客様が検証データのソースを確認することを要求する場合があります。お客様が当該要求を遵守しなかった場合は、重大な契約義務違反とみなされ、IBM は正当な理由により本契約を即時解約できます。お客様が、船荷証券への不正アクセスを入手するためにサプライ・チェーンの取引に対する当事者として自らのステータスを不実表示したことを IBM が発見した場合、IBM は影響を受ける当事者に通知する権利を留保します。

お客様は、船荷証券への不正アクセスを得る目的でお客様が「クラウド・サービス」を使用したことに起因または関係する直接的な損失または損害に関して、IBM および TradeLens の「参加者」を完全に補償し、免責するものとします。

5.3 権利譲渡

「クラウド・サービス」が含まれる IBM のビジネスの一部について、合併、支配権の変更、共同事業、新規株式公開などの方法に関係なく、売却または譲渡が行われることに伴って IBM が行う本契約の譲渡は制限されません。